

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

平成 25 年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について

I 対象施設

公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。)第 2 条第 3 項各号及び公文書等の管理に関する法律施行令(平成 22 年政令第 250 号。以下「公文書管理法施行令」という。)第 2 条第 1 項各号に規定する「国立公文書館等」(11 施設)

- 公文書管理法第 2 条第 3 項第 1 号
独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館(以下単に「国立公文書館」という。)
- 公文書管理法第 2 条第 3 項第 2 号
行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの
(公文書管理法施行令第 2 条第 1 項)
 - 第 1 号 宮内庁の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官が指定したもの
宮内庁書陵部図書課宮内公文書館(以下「宮内公文書館」という。)
 - 第 2 号 外務省の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣が指定したもの
外務省大臣官房総務課外交史料館(以下「外交史料館」という。)
 - 第 3 号 独立行政法人等の施設であって、法第 15 条から第 27 条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる施設に類する機能を有するものとして内閣総理大臣が指定したもの
 - 国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室(以下「東北大学」という。)
 - 国立大学法人名古屋大学大学文書資料室(以下「名古屋大学」という。)
 - 国立大学法人京都大学大学文書館(以下「京都大学」という。)
 - ※国立大学法人大阪大学アーカイブズ(以下「大阪大学」という。)
 - 国立大学法人神戸大学附属図書館大学文書史料室(以下「神戸大学」という。)
 - 国立大学法人広島大学文書館(以下「広島大学」という。)
 - 国立大学法人九州大学大学文書館(以下「九州大学」という。)
 - 日本銀行金融研究所アーカイブ(以下「日銀アーカイブ」という。)

(注) ※印：平成 25 年度新規指定

II 対象期間

平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)
時点を問うものは、平成 26 年 3 月 31 日現在の状況

Ⅲ 報告の概要

公文書管理法は、行政文書等の適正な管理、歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）の適切な保存及び利用等を図り、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにするため、公文書等のライフサイクルに沿った基本的な管理のルールを定めている。

このうち、歴史公文書等の適切な保存及び利用等に係るルールとして、国立公文書館等においては、歴史公文書等について、

- ① 行政機関からの移管（第8条第1項）
- ② 独立行政法人等からの移管（第11条第4項）
- ③ 国の機関（行政機関を除く。）からの移管（第14条第4項）
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人からの寄贈又は寄託（第2条第7項）

の受入れを行い、「特定歴史公文書等」として永久に保存するとともに、国民から利用の請求があった場合には、これを利用させなければならないこと等が規定されている。

1 保存の状況

(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数及び目録の記載状況

国立公文書館等の長は、受け入れた特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項及び第2項）。

また、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）では、文書の受入れ後は、くん蒸、ウイルスチェック（検疫）、媒体変換、綴じ直しや皺伸ばしといった簡単な修復等の措置を施した上で、識別番号の付与、利用制限事由の該当性の事前審査を行い、分類・名称等を記載した目録を作成した上で、原則として受入れから1年以内に排架することとされている（第B章第1節B-1（留意事項））。

平成26年3月31日現在、国立公文書館等において所蔵されている特定歴史公文書等は、表1のとおり、合計で1,739,620件である。このうち、1,709,996件（98.3%）は既に目録に記載され排架されており、その媒体の種別をみると、「文書又は図画」が1,705,938件（99.8%）と大多数を占めており、「電磁的記録」は3,637件（0.2%）となっている。

平成24年度と比べると、総所蔵数が45,722件(対前年度2.7%)、目録に記載され排架されているものが53,372件(対前年度3.2%)の増加となり、媒体別では「文書又は図画」が53,806件(対前年度3.3%)の増加となっている。(平成25年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等については、別添資料1を参照)

なお、国立公文書館等において所蔵されているもののうち、目録に記載されていないものが29,624件(1.7%)ある。このうち、18,718件は平成25年度中に移管されたものであって、平成26年3月31日現在では、受入れからまだ1年を経過しておらず、保存のために必要な措置等を行っているところである。また、残りのものについては、公文書管理法施行以前から所蔵されているものであるが、その分類・整理や目録の作成に時間を要していることなどから、目録に記載されていないものである。

表1 所蔵件数及び目録の記載状況

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の総所蔵件数						
		目録に記載された件数			目録未記載の件数		
			媒体の種別				うち平成25年度移管受入れ
		文書又は図画	電磁的記録	その他			
国立公文書館	1,353,053	1,342,490	1,340,749	1,558	183	10,563	10,563
宮内公文書館	86,586	86,586	86,582	0	4	0	0
外交史料館	85,494	85,494	85,494	0	0	0	0
東北大学	5,200	4,106	4,079	27	0	1,094	0
名古屋大学	27,483	20,242	20,091	97	54	7,241	732
京都大学	42,407	36,222	36,222	0	0	6,185	6,185
大阪大学	200	0	0	0	0	200	200
神戸大学	31,790	30,771	29,246	1,340	185	1,019	1,019
広島大学	16,170	16,170	15,667	502	1	0	0
九州大学	7,315	7,301	7,301	0	0	14	14
日銀アーカイブ	83,922	80,614	80,507	113	0	3,308	5
合計	1,739,620	1,709,996	1,705,938	3,637	427	29,624	18,718
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.3%	—	—	—	1.7%	1.1%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.8%	0.2%	0.0%	—	—
平成24年度	1,693,898	1,656,624	1,652,132	3,366	383	37,274	26,229
総所蔵件数に占める割合	100.0%	97.8%	—	—	—	2.2%	1.5%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.7%	0.2%	0.0%	—	—
平成23年度	1,625,151	1,598,307	1,596,235	1,781	297	26,844	14,589
総所蔵件数に占める割合	100.0%	98.3%	—	—	—	1.7%	0.9%
目録記載件数に占める割合	—	100.0%	99.9%	0.1%	0.0%	—	—

(注) 1 「電磁的記録」は、CD、DVD、ビデオテープ、フロッピーディスク等である。
2 「その他」は、布、木簡、記念碑、勲章等である。

(2) 利用制限区分の状況

国立公文書館等では、「ガイドライン」に基づき、受け入れた特定歴史公文書等について、利用制限事由の該当性に関する事前審査を行い、利用制限区分を決定した上で、一般の利用に供している。また、利用請求があった場合等には、「要審査」（事前審査が完了しておらず、利用制限事由の該当性の有無の審査が必要なもの）文書等の審査を行い、随時、目録上の利用制限区分の変更を行っている。

表2のとおり、目録に記載された特定歴史公文書等 1,709,996 件のうち、事前審査等を行った結果、「全部利用」（特定歴史公文書等の全てが利用可能なもの）とされているものは 913,861 件（53.4%）、「一部利用」（特定歴史公文書等の一部に利用制限事由が含まれるもの）とされているものは 9,074 件（0.5%）、「全部利用制限」（特定歴史公文書等の全てが利用制限事由に該当するもの）とされているものは 82,628 件（4.8%）であり、合計 1,005,563 件（58.8%）が審査を完了している。また、「要審査」とされているものは 704,433 件（41.2%）となっている。

なお、平成 24 年度と比べ、審査済みの件数は、26,972 件（対前年度 2.8%）増加している。

表 2 利用制限区分の状況

（単位：件）

施設名	目録に記載された件数（再掲）	利用制限区分の別				
		審査済み			審査済み計	要審査
		全部利用	一部利用	全部利用制限		
国立公文書館	1,342,490	823,766	5,009	81,261	910,036	432,454
宮内公文書館	86,586	17,743	680	22	18,445	68,141
外交史料館	85,494	50,707	1,478	0	52,185	33,309
東北大学	4,106	1,257	20	0	1,277	2,829
名古屋大学	20,242	701	18	2	721	19,521
京都大学	36,222	1,019	0	0	1,019	35,203
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	30,771	16,763	1,598	1,343	19,704	11,067
広島大学	16,170	1,384	250	0	1,634	14,536
九州大学	7,301	399	8	0	407	6,894
日銀アーカイブ	80,614	122	13	0	135	80,479
合計	1,709,996	913,861	9,074	82,628	1,005,563	704,433
（割合）	100.0%	53.4%	0.5%	4.8%	58.8%	41.2%
平成24年度	1,656,624	889,022	7,212	82,357	978,591	678,033
（割合）	100.0%	53.7%	0.4%	5.0%	57.2%	40.9%
平成23年度	1,598,307	862,267	5,354	83,337	950,958	647,349
（割合）	100.0%	54.0%	0.3%	5.2%	55.6%	40.5%

（注） 「割合」は、目録に記載された件数に占める割合を表す。

2 移管受入れの状況

平成 25 年度に国立公文書館等が受け入れた特定歴史公文書等は、表 3 のとおり、41,145 件（総所蔵総数の 2.4%）となっている。

その内訳をみると、①行政機関から移管されたものが 18,727 件（45.5%）、②独立行政法人等から移管されたものが 16,606 件（40.4%）、③司法機関から移管されたものが 2,088 件（5.1%）、④民間その他の団体から寄贈・寄託されたものが 3,724 件（9.1%）となっており、地方公共団体から寄贈・寄託されたものはなかった。

なお、平成 24 年度と比べると約 18,000 件程度減少しているが、その理由については、国立公文書館において行政機関等からの受入れ件数が約 10,000 件減少したこと等によるものである。

表 3 移管等受入れ件数

（単位：件）

施設名	移管等受入れ件数					
	移管元機関の別					
	行政機関	独立行政法人等	司法機関	地方公共団体	民間その他の団体	
国立公文書館	24,142	13,517	8,528	2,088	0	9
宮内公文書館	687	687			0	0
外交史料館	4,523	4,523			0	0
東北大学	68		68		0	0
名古屋大学	732		732		0	0
京都大学	6,185		2,685		0	3,500
大阪大学	200		200		0	0
神戸大学	1,042		827		0	215
広島大学	900		900		0	0
九州大学	14		14		0	0
日銀アーカイブ	2,652		2,652		0	0
合計	41,145	18,727	16,606	2,088	0	3,724
(割合)	100.0%	45.5%	40.4%	5.1%	0%	9.1%
平成24年度	59,182	29,006	24,074	1,264	0	4,838
(割合)	100.0%	49.0%	40.7%	2.1%	0%	8.2%
平成23年度	76,597	54,346	11,986	1,232	0	8,033
(割合)	100.0%	71.0%	15.6%	1.6%	0%	10.5%

(注) 1 「割合」欄は、移管等受入件数に占める割合を表す。

2 斜線部分は、制度上、当該移管元機関からの移管が想定されない場合を表す。

3 立法機関については、移管の定めが未締結のため、移管受入れはない。

4 行政機関等からの報告による移管数との相違については、行政機関等では行政（法人）文書ファイル管理簿上のファイル数で計上しているのに対し、本表では目録に記載された特定歴史公文書等の単位（認識番号単位）ごとに計上しているためである。

3 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について目録の記載に従い利用の請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、これを利用させなければならないこととされている（公文書管理法第16条第1項）。

平成25年度中に、国立公文書館等になされた利用請求は、表4のとおり、12,276件であり、平成24年と比べて2,421件(対前年度24.6%)の増加となっている。これは、宮内公文書館において展示会の開催により利用者が増加したこと等によるものである。

なお、個人に関する情報が記録されている特定歴史公文書等に対して本人から利用請求があった場合については、公文書管理法第17条に別途の取扱いが規定されており、当該規定による本人請求として取り扱ったものは12,276件のうち9件となっている。

また、これらの利用請求とは別に、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等がそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等の利用を請求する場合については、公文書管理法第24条に移管元行政機関等による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が3,497件行われている。

表4 利用請求件数

(単位：件)

施設名	利用請求件数		(参考) 移管元行政機関等 による利用の特例 の件数
		うち本人からの 利用請求の件数	
国立公文書館	3,762	9	688
宮内公文書館	5,101	0	1,965
外交史料館	862	0	325
東北大学	64	0	5
名古屋大学	539	0	11
京都大学	1,089	0	29
大阪大学	0	0	0
神戸大学	401	0	13
広島大学	171	0	26
九州大学	172	0	20
日銀アーカイブ	115	0	415
合計	12,276	9	3,497
平成24年度	9,855	5	4,697
平成23年度	8,629	8	3,250

(2) 利用請求の処理状況

国立公文書館等の長は、利用請求があった特定歴史公文書等について、公文書管理法第16条第1項第1号から第5号までに掲げる利用制限事由に該当するかどうかを審査した上で、利用の可否について決定(利用請求に対する処分。以下「利用決定」という。)を行うこととなる。

表5のとおり、平成25年度になされた利用請求及び前年度に利用請求があったもので処理中であった12,737件に対し、11,809件(92.7%)が利用決定によりその処理を完了(処理済み)しており、平成26年3月31日現在、処理が完了していないもの(処理中)は447件(3.5%)となっている。平成23年度以降、事前審査及び利用請求時審査件数の増加等に伴い、処理済みの件数は増加している。

表5 利用請求の処理状況

(単位：件)

施設名	利用請求件数 (再掲)	前年度末時点で の処理中件数	利用請求の処理状況		
			処理済み	取下げ	処理中
国立公文書館	3,762	246	3,598	214	196
宮内公文書館	5,101	80	4,928	138	115
外交史料館	862	130	734	128	130
東北大学	64	0	64	0	0
名古屋大学	539	0	538	0	1
京都大学	1,089	0	1,089	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0
神戸大学	401	0	401	0	0
広島大学	171	0	171	0	0
九州大学	172	0	172	0	0
日銀アーカイブ	115	5	114	1	5
合計	12,276	461	11,809	481	447
利用請求+処理中	12,737				
(割合)	100.0%		92.7%	3.8%	3.5%
平成24年度	9,855	481	9,692	183	461
利用請求+処理中	10,336				
(割合)	100.0%		93.8%	1.8%	4.5%
平成23年度	8,629		7,863	285	481
(割合)	100.0%		91.1%	3.3%	5.6%

(注)1 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表す。

2 「割合」は、利用請求件数に占める割合を表す。

4 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

平成25年度には、表6のとおり、11,861件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定(全部を利用できる旨の決定)は10,193件(85.9%)、一部利用決定(利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定)は1,664件(14.0%)、全部利用制限(全部に利用制限情報が含まれており利用できない旨の決定)4件(0.03%)となっている。

また、一部利用決定がなされた1,664件について、利用制限事由の内訳をみると、個人に関する情報(公文書管理法第16条第1項第1号イ及び第2号イ)が1,502件(90.3%)と最も多く、次いで法人等に関する情報(同項第1号ロ及び第2号ロ)332件(20.0%)、国の安全等情報(同項第1号ハ)232件(13.9%)、公共の安全等情報(同項第1号ニ)67件(4.0%)となっている。

なお、利用決定件数についても、利用請求の処理状況と同様に、平成23年度以降増加してきている。

表6 利用決定の状況

(単位:件)

施設名	利用決定件数																				
	全部利用決定	一部利用決定											全部利用制限								
		利用制限事由(法16条該当性)											利用制限事由(法16条該当性)					形式不備			
		1号				2号			3号	4号	5号	1号		2号		3号	4号		5号		
イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ						イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	3号		4号	5号	
国立公文書館	3,602	2,857	743	703	85	8	0	0	0	18	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
宮内公文書館	4,928	4,718	210	216	0	0	27			0	0	2	0	0	0	0			0	0	0
外交史料館	782	247	535	407	247	224	40			0	0	0	0	0	0	0			0	0	0
東北大学	64	52	12					12	0	0	0	0	0						0	0	0
名古屋大学	538	512	24					24	0	0	0	0	2						2	0	0
京都大学	1,089	993	96					96	0	0	0	0	0						0	0	0
大阪大学	0	0	0					0	0	0	0	0	0						0	0	0
神戸大学	401	362	39					39	0	0	0	0	0						0	0	0
広島大学	171	168	3					3	0	0	0	0	0						0	0	0
九州大学	172	172	0					0	0	0	0	0	0						0	0	0
日銀アーカイブ	114	112	2					2	0	0	0	0	0						0	0	0
合計	11,861	10,193	1,664	1,326	332	232	67	176	0	18	0	2	4	2	0	0	0	2	0	0	0
(割合)	100.0%	85.9%	14.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	-	-	-	-	-	-	-	-
平成24年度	9,707	8,309	1,398	994	136	108	72	311	0	28	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	100.0%	85.6%	14.4%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	-	-	-	-	-	-	-	-
平成23年度	7,867	6,546	1,320	1,025	104	172	55	159	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
(割合)	100.0%	83.2%	16.8%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0%	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 利用制限事由欄の数は延べ数である(1文書に複数の利用制限事由が含まれる場合があるため)。
 2 1件の利用請求に対し複数の利用決定がなされることがあるため、利用決定件数は処理済み件数(表5:11809件)と必ずしも一致しない。
 3 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合などである。
 4 「割合」は、利用決定件数に占める割合を表す。
 5 斜線部は、制度上、当該利用制限事由が適用されないものを表す。

(2) 利用決定までの期間の状況

「ガイドライン」(第C章第1節C-6)では、利用決定までの期間について、以下のとおり定められている。

- ① 利用請求があった場合：速やかな利用決定
- ② 利用制限事由の存否確認作業が必要な場合等：30日以内の利用決定
- ③ 事務処理上の困難等の場合：②(30日)に加え30日以内の延長
- ④ 著しく大量の利用請求の場合：相当の部分について60日以内に利用決定し、残りの部分については相当の期間内に利用決定(特例延長)

ア 利用決定までの期間

平成25年度中になされた利用決定11,861件について、その利用決定までの期間をみると、表7のとおり、即日の2,271件(19.1%)及び30日以内の8,190件(69.0%)を合わせて、10,461件(88.2%)は延長又は特例延長を行わずに利用決定がされている。また、30日以内の延長を行ったものは380件(3.2%)、特例延長を行ったものは1,020件(8.6%)となっている。

なお、利用決定期限を超過したものはなかった。

表7 利用決定までの期間

(単位：件)

施設名	利用決定件数(再掲)										
	延長をしなかったもの					30日以内の延長				特例延長	
		即日	30日以内	期限超過		期限内	期限超過		期限内	期限超過	
国立公文書館	3,602	3,056	63	2,993	0	106	106	0	440	440	0
宮内公文書館	4,928	4,729	0	4,729	0	127	127	0	72	72	0
外交史料館	782	137	0	137	0	137	137	0	508	508	0
東北大学	64	64	9	55	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	538	538	508	30	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	1,089	1,089	1,089	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	401	401	401	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	171	171	171	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	172	172	30	142	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	114	104	0	104	0	10	10	0	0	0	0
合計	11,861	10,461	2,271	8,190	0	380	380	0	1,020	1,020	0
(割合)	100.0%	88.2%	19.1%	69.0%	0%	3.2%	3.2%	0%	8.6%	8.6%	0%
平成24年度	9,707	8,582	1,828	6,754	0	300	300	0	825	825	0
(割合)	100.0%	88.4%	18.8%	69.6%	0%	3.1%	3.1%	0%	8.5%	8.5%	0%
平成23年度	7,867	7,206	1,831	5,375	0	208	208	0	453	452	1
(割合)	100.0%	91.6%	23.3%	68.3%	0%	2.6%	2.6%	0%	5.8%	5.7%	0%

(注) 「割合」欄は、利用決定件数に占める割合を表す。

イ 30日以内の延長をした理由

「ガイドライン」では、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、利用決定する期限を30日以内に限り延長することができる（第C章第1節C-6(3)）。

平成25年度に30日以内の延長を行った380件について、その適用理由をみると、表8のとおり、個人に関する情報等の利用制限情報が多数含まれており審査が困難で時間を要したものが196件（51.6%）と過半数を占めている。次いで、利用請求の対象となった文書が大量であることにより審査に時間を要したものが95件（25.0%）、他の業務が繁忙であり利用請求への対応に時間を要したものが72件（18.9%）となっている。また、その他の理由として、原本が破損しており、利用に供する前に修復を要することから延長手続を適用したものなどが33件（8.7%）あった。

表8 30日以内の延長をした理由

(単位：件)

施設名	30日以内の延長を行った件数（再掲）						
	30日以内の延長を行った理由						
	審査困難	対象文書が大量	業務繁忙	第三者からの意見書提出に時間を要した	複製物の作成に時間を要した	その他の理由	
国立公文書館	106	46	33	0	0	0	33
宮内公文書館	127	13	52	62	0	0	0
外交史料館	137	137	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	10	0	10	10	0	0	0
合計	380	196	95	72	0	0	33
(割合)	100.0%	51.6%	25.0%	18.9%	0%	0%	8.7%
平成24年度	300	151	87	44	0	0	26
(割合)	100.0%	50.3%	29.0%	14.7%	0%	0%	8.7%
平成23年度	208	83	120	11	0	0	1
(割合)	100.0%	39.9%	57.7%	5.3%	0%	0%	0.5%

(注) 1 1件の延長を行った理由が複数ある場合があるため、各理由別件数の合計は、延長件数（合計）とは必ずしも一致しない。

2 「割合」は、30日以内の延長をした件数に占める割合を表す。

ウ 特例延長の処理状況

「ガイドライン」では、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量で、利用請求があった日から60日以内にそのすべてについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合、60日以内に相当の部分につき利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定するとしている(第C章第1節C-6(4)(留意事項))。

上記の特例延長を適用して行われた利用決定は1,020件あり、その利用決定までの処理状況をみると、表9のとおり、369件(36.2%)については利用請求から60日以内に利用決定がなされ、利用決定が90日以内に行われたものが238件(23.3%)、90日から半年以内が318件(31.2%)、半年から1年以内が94件(9.2%)となっており、1年を超過したものが1件(0.1%)という状況であった。

なお、特例延長を適用している事案をみると、同一の請求者から同時に複数の利用請求があり、1件当たりの文書量は少量であるが、全体として著しく大量となる場合、それらを順次処理するために複数文書全体を一体として特例延長の対象とする事例が多くみられた。

表9 特例延長の処理状況

(単位：件)

施設名	特例延長を行った件数(再掲)					
	利用請求から利用決定までに要した日数					
	60日以内	60日～90日	90日～半年	半年～1年	1年超	
国立公文書館	440	106	203	82	48	1
宮内公文書館	72	52	4	16	0	0
外交史料館	508	211	31	220	46	0
東北大学	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0
合計	1,020	369	238	318	94	1
(割合)	100.0%	36.2%	23.3%	31.2%	9.2%	0.1%
平成24年度	825	261	188	266	110	0
(割合)	100.0%	31.6%	22.8%	32.2%	13.3%	0.0%
平成23年度	453	174	129	113	33	0
(割合)	100.0%	38.4%	28.5%	24.9%	7.3%	0.0%

(注) 「割合」は、特例延長を行った件数(1,020件)に占める割合を表す。

5 利用の状況

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の方法については、公文書管理法第19条及び公文書管理法施行令第24条に基づき、次に掲げる方法のうち国立公文書館等の長が利用等規則で定める方法とされている。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付

国立公文書館等における特定歴史公文書等の利用の状況をみると、表10のとおり、利用件数9,535件のうち、閲覧・視聴・聴取によるものが7,341件、写しの交付によるものが2,194件となっている。

なお、利用件数は、平成23年度以降年々増加しており、平成25年度は1,678件（対前年度21.4%）の増となっている。

表10 利用の状況

(単位：件)

施設名	利用件数	利用の方法								
		閲覧 視聴 聴取	写しの交付	文書又は図画				電磁的記録		
				用紙への 複写 (枚)	マイクロ フィルム (コマ)	スキャニング (枚)	その他 (枚)	印画 (枚)	複製 (枚)	その他 (枚)
国立公文書館	2,149	376	1,773	47,880	53,265	134,885	0	0	10	0
宮内公文書館	4,110	4,020	90	3,283	0	10,385	0	0	4	0
外交史料館	456	447	9	21	0	3,940	0	0	0	0
東北大学	93	55	38	873	0	0	0	396	0	0
名古屋大学	547	538	9	138	73	0	0	0	7	0
京都大学	1,157	1,089	68	862	6	50	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	511	390	121	475	0	403	0	0	0	0
広島大学	171	168	3	3	0	0	0	0	0	0
九州大学	172	172	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	169	86	83	8,706	0	11,447	0	0	0	0
合計	9,535	7,341	2,194	62,241	53,344	161,110	0	396	21	0
平成24年度	7,857	5,797	2,060	77,699	10,294	99,671	0	213	47	0
平成23年度	6,616	4,311	2,305	77,770	39,328	98,657	0	4,990	36	0

(注) 平成25年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、合計数は利用決定件数(11,861件)を満たしていない。

6 異議申立ての状況

利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる（公文書管理法第21条第1項）。

また、この異議申立てがなされた場合、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、i) 異議申立てが不適法であり却下する場合、ii) 全部利用決定に変更する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている（同条第2項）。

平成25年度に係属した利用請求に対する処分に係る異議申立ては、表11のとおり6件（すべて国立公文書館長に対するものであり、新規5件、前年度からの継続1件）である。このうち、前年度からの継続事案1件については、公文書管理委員会の答申が出されており、残りの5件は翌年度に継続して審議が行われている。

表11 異議申立ての処理件数

(単位：件)

施設名		利用請求に対する処分に係る異議申立て															
		異議申立件数			処理件数					公文書管理委員会に諮問						取下げ	
		異議申立	継続	新規	却下	全部利用に変更	処理中			決定済み							
							諮問準備中	諮問中	決定準備中	うち答申と異なる決定	うち諮問の取下げ						
平成25年度	国立公文書館	6	1	5	6	0	0	5	0	5	0	1	0	0	0		
平成24年度	国立公文書館	1		1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0		
	宮内公文書館	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
平成23年度	国立公文書館	6		6	6	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0		
	宮内公文書館	1		1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0		

(注) 「決定済み」とは、異議申立てを受けた国立公文書館等の長が、公文書管理法第21条第2項に基づき公文書管理委員会に諮問し、その答申を受けて行う異議申立てに対する決定（行政不服審査法第47条）がなされていることをいう。

(参考) 公文書管理委員会に諮問した異議申立て案件一覧

諮問庁	番号	件名	諮問日	答申日	委員会の判断
(独)国立公文書館長	1	「経済協力・韓国27・日韓請求権問題参考資料（第3分冊）」の一部利用決定に関する件	平成24年12月14日	平成26年3月25日	原処分取消し（一部利用決定）
	2	「経済協力・韓国26・日韓請求権問題参考資料（第2分冊）」の一部利用決定に関する件	平成25年11月29日		(諮問中)
	3	「日本経済短期大学（昭和45.8～昭和60.4）」の一部利用決定に関する件	平成26年3月24日		(諮問中)
	4	「日本経済短期大学（昭和61.1）」の一部利用決定に関する件	平成26年3月24日		(諮問中)
	5	「日本経済短期大学（昭和61.1）」の一部利用決定に関する件	平成26年3月24日		(諮問中)
	6	「日本経済短期大学（昭和61.11）」の一部利用決定に関する件	平成26年3月24日		(諮問中)

(注) 「諮問庁」とは、異議申立てを受けて、公文書管理法第21条第2項に基づき公文書管理委員会に諮問した国立公文書館等の長をいう。

7 訴訟の状況

平成 25 年度において、国立公文書館等の長が行った利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟はなかった。

8 利用の促進の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないとされている（公文書管理法第 23 条）。

(1) 簡便な方法による利用の状況

「ガイドライン」では、特定歴史公文書等の一層の利用を図るため、公文書管理法第 16 条第 1 項に基づく利用請求の手続を経なくとも、利用可能な範囲で随時、簡便に利用できる仕組みを整えておくことが必要であるとしている（第 C 章第 2 節 C-13(留意事項)）。

国立公文書館等における簡便な方法による利用の実施状況をみると、表 12 のとおり、34,915 件が簡便な方法によって利用に供されており、平成 24 年度と比べると、3,905 件（対前年度 12.6%）の増加となっている。利用方法の内訳としては、閲覧による利用が 33,512 件（96.0%）、複写物の提供による利用が 1,403 件（4.0%）となっている。

なお、利用請求による利用件数（9,535 件）との合計件数（44,450 件）においても、平成 24 年度（38,867 件）に比べ、5,583 件（対前年度 14.4%）増加している。また、年間閲覧者は合計 8,684 人であり、前年度から 473 人（対前年度 5.8%）増加しており、年々、特定歴史公文書等の利用促進が図られている状況がみられる。

表 12 簡便な方法による利用の状況

(単位：件)

施設名	簡便な方法による利用に供した件数							(参考) 利用請求による 利用件数(再掲)			(参考) 簡便な方法 + 利用請求	
	閲覧件数				複写物の提供件数							
		閲覧冊数 (冊)	閲覧巻数 (巻)		複写冊枚 (冊)	複写巻数 (巻)		閲覧等	写しの 交付	利用件数	年間 閲覧者数 (人)	
国立公文書館	23,356	22,972	68,790	593	384	744	0	2,149	376	1,773	25,505	4,470
宮内公文書館	7,804	7,507	7,507	0	297	297	0	4,110	4,020	90	11,914	1,035
外交史料館	3,297	2,624	16,803	2,524	673	505	334	456	447	9	3,753	2,624
東北大学	162	132	132	0	30	30	0	93	55	38	255	43
名古屋大学	243	243	243	0	0	0	0	547	538	9	790	56
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	1,157	1,089	68	1,157	93
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	46	27	27	0	19	19	0	511	390	121	557	38
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	171	168	3	171	57
九州大学	7	7	7	0	0	0	0	172	172	0	179	244
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	169	86	83	169	24
合計	34,915	33,512	93,509	3,117	1,403	1,595	334	9,535	7,341	2,194	44,450	8,684
(割合)	100.0%	96.0%	—	—	4.0%	—	—	—	—	—	—	—
平成24年度	31,010	30,018	102,648	3,070	1,111	1,612	867	7,857	5,797	2,060	38,867	8,211
(割合)	100.0%	96.8%	—	—	3.6%	—	—	—	—	—	—	—
平成23年度	29,750	28,497	95,981	3,942	1,253	41,100	1,468,417	6,616	4,311	2,305	36,366	8,061
(割合)	100.0%	95.8%	—	—	4.2%	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 「割合」は、簡便な方法による利用に供した件数に占める割合を表す。
 2 平成24年度の「簡便な方法による利用に供した件数」については、「閲覧件数」と「複写物の提供件数」に一部重複があるため、両者を合計した数にならない。
 3 「複写物の提供件数」欄の内訳は、平成23年度のみ、複写枚数(枚)及び複写コマ数(コマ)の数値である。

(2) 複製物の作成の状況

「ガイドライン」では、特定歴史公文書等の保存及び利便性の向上のために、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を踏まえ、適切な記録媒体による複製物を作成することが不可欠であるとしている。特に、劣化が進行し、利用に際して破損を招く可能性のある特定歴史公文書等については、早い段階で複製物を作成し、適切な保存と利用の両立を図ることが重要であるとしている。また、電子媒体による複製物を作成することは、インターネットの利用等により、国民が特定歴史公文書等に触れる機会を提供することにもつながるとしている（第B章第1節B-5（留意事項））。

国立公文書館等において利用に供されている特定歴史公文書等の複製物の作成状況をみると、表13のとおり、平成25年度に新規作成された件数は、「文書又は図画」16,892件、「電磁的記録」4件となっており、前年度までに作成されたものを含めると、「文書又は図画」226,027件、「電磁的記録」475件、全体で226,502件（対前年度7.9%増）となっている。

表13 複製物の作成の状況

（単位：件、冊、コマ）

施設名	複製物作成件数										
	文書又は図画								電磁的記録		
	前年度までに作成済み					平成25年度に新規作成			前年度までに作成済み	平成25年度に新規作成	
	成果物の作成状況		成果物の作成状況		成果物の作成状況						
冊数	コマ数	冊数	コマ数	冊数	コマ数	冊数	コマ数				
国立公文書館	185,528	185,109	169,150	11,146	29,031,798	15,959	0	2,495,379	419	419	0
宮内公文書館	3,280	3,280	3,066	0	246,256	214	0	45,632	0	0	0
外交史料館	27,464	27,464	26,997	39,987	9,027,000	467	755	161,774	0	0	0
東北大学	906	879	877	0	76,689	2	2	635	27	27	0
名古屋大学	1	1	0	0	0	1	0	73	0	0	0
京都大学	9	9	0	0	0	9	9	7,117	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	629	629	399	5	4,498	230	3	3,497	0	0	0
広島大学	4	4	1	1	76	3	3	1,972	0	0	0
九州大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	8,681	8,652	8,645	9,742	0	7	12	0	29	25	4
合計	226,502	226,027	209,135	60,881	38,386,317	16,892	784	2,716,079	475	471	4
平成24年度	209,935	209,135	192,250	59,519	35,663,266	16,885	1,845	2,723,051	800	684	116
平成23年度	192,934	192,250	184,771	20,558	34,123,677	7,479	944	1,539,589	684	446	238

(注) 1 本表は、目録に記載された特定歴史公文書等の複製物の作成状況を表す。

2 1件の特定歴史公文書等について、紙による複製物が作成された場合には、その作成された簿冊単位で「冊数」をカウントし、マイクロフィルム化又はデジタル化による複製物が作成された場合には、その作成されたコマ単位で「コマ数」をカウントしている。

(3) デジタルアーカイブの実施状況

「ガイドライン」では、国立公文書館等は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するものとしてされている（第C章第2節C-13(2)（留意事項））。

国立公文書館等において、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報を提供するための方法として、ウェブページ等により不特定多数の者がアクセスし利用することが可能な、いわゆるデジタルアーカイブの実施状況をみると、表14のとおり、実施しているのは、国立公文書館、神戸大学及び日銀アーカイブの3館となっている。平成25年度における特定歴史公文書等の提供数は128,277件、16,131,317コマであり、これに対して、年間で280,359件のアクセスがあった。

なお、デジタルアーカイブへの特定歴史公文書等の提供件数については、平成24年度と比べると、件数で13,794件（対前年度12.0%）、コマ数で1,893,410コマ（対前年度13.3%）増加しており、アクセス件数についても17,871件（対前年度6.8%）増加している。

表14 デジタルアーカイブの実施状況

（単位：件、コマ）

施設名	デジタルアーカイブの実施の有無			
		デジタルアーカイブへの特定歴史公文書等の提供		デジタルアーカイブへの年間アクセス件数
		件数	コマ数	
国立公文書館	有	127,654	16,123,201	265,490
宮内公文書館	無	0	0	0
外交史料館	無	0	0	0
東北大学	無	0	0	0
名古屋大学	無	0	0	0
京都大学	無	0	0	0
大阪大学	無	0	0	0
神戸大学	有	621	7,995	1,294
広島大学	無	0	0	0
九州大学	無	0	0	0
日銀アーカイブ	有	2	121	13,575
合計	—	128,277	16,131,317	280,359
平成24年度	—	114,483	14,237,907	262,488

(4) 展示会及び見学会の開催状況

「ガイドライン」では、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、展示会の開催や館内の見学会等の取組を行い、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで、国民の歴史公文書等への関心を高めることも重要であるとしている（第C章第2節C-14(留意事項)）。

国立公文書館等において、平成25年度に開催された展示会（外部展示等を含む。）は、表15のとおり、64回開催されており、合わせて354,100人が来場している。また、国立公文書館等において見学会を170回開催しており、1,756人の見学者を受け入れている。

なお、平成24年度と比べて、展示会の入場者数は105,444人（対前年度42.4%）、見学会の入場者数は396人（対前年度29.1%）、それぞれ増加している（展示会の開催状況については、別添資料2を参照）。

表15 展示会及び見学会の開催状況

(単位：回、人)

施設名	展示会の開催回数		見学会の開催回数	
	回数	入場者数	回数	入場者数
国立公文書館	15	35,153	84	1,220
宮内公文書館	8	12,187	2	37
外交史料館	5	12,573	0	0
東北大学	5	2,817	1	20
名古屋大学	2	5,820	5	7
京都大学	4	34,462	23	154
大阪大学	0	0	9	88
神戸大学	7	12,759	8	93
広島大学	6	14,395	14	65
九州大学	9	1,300	24	72
日銀アーカイブ	3	222,634	0	0
合計	64	354,100	170	1,756
平成24年度	47	248,656	250	1,360
平成23年度	43	127,689	50	508

(5) 特定歴史公文書等の貸出し

「ガイドライン」では、外部での展示会、イベント等に対して特定歴史公文書等を貸し出すことは、展示会の開催等と同様に、特定歴史公文書等の利用の促進を図るための重要な機会であるとしている。また、公共的目的を持った行事への積極的な対応のほか、地方公共団体を始めとした団体への積極的な働きかけ、特定歴史公文書等の貸出しの機会の増加に努めることも重要であるとしている（第C章第2節C-15(留意事項)）。

平成25年度の国立公文書館等における特定歴史公文書等の貸出件数は、表16のとおり、全体で391件となっており、その内訳をみると、国の機関へ5件（1.3%）、独立行政法人等へ265件（67.8%）のほか、地方公共団体へ89件（22.8%）、民間その他の団体へ32件（8.2%）となっている。

表16 特定歴史公文書等の貸出件数

(単位：件)

施設名	特定歴史公文書等の貸出件数															
	特定歴史公文書等の貸出先															
	国立公文書館等			国の機関			独立行政法人等			地方公共団体			民間その他の団体			
	貸出期間			貸出期間			貸出期間			貸出期間			貸出期間			
1か月以内	1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超	1か月以内		1か月超			
国立公文書館	104	0	0	0	4	4	0	0	0	0	85	0	85	15	0	15
宮内公文書館	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	16	0	16
外交史料館	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
東北大学	2	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	5	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	1	1	0
日銀アーカイブ	259	0	0	0	0	0	0	259	259	0	0	0	0	0	0	0
合計	391	0	0	0	5	4	1	265	265	0	89	0	89	32	1	31
(割合)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	1.0%	0.3%	67.8%	67.8%	0.0%	22.8%	0.0%	22.8%	8.2%	0.3%	7.9%
平成24年度	924	1	1	0	1	0	1	822	805	17	84	0	84	16	6	10
(割合)	100.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	89.0%	87.1%	1.8%	9.1%	0.0%	9.1%	1.7%	0.6%	1.1%
平成23年度	542	0	0	0	9	8	1	394	388	6	116	1	115	23	3	20
(割合)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	1.5%	0.2%	72.7%	71.6%	1.1%	21.4%	0.2%	21.2%	4.2%	0.6%	3.7%

(注) 「割合」は、特定歴史公文書等の貸出件数に占める割合を表す。

(6) 原本の特別利用の状況

「ガイドライン」では、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、例えば、原本の紙質、色合い、綴じの形式等を確認する場合など、原本を閲覧しなければ利用請求者の目的を達せられない場合には、特に慎重な取扱いを確保した上で原本を利用に供することができるとしている（第C章第2節C-16(留意事項)）。

この原本の特別利用の状況をみると、表17のとおり、平成25年度には、国立公文書館で21件、外交史料館で8件となっている。

なお、原本の特別利用に供された特定歴史公文書等としては、国立公文書館では、「大乘院寺社雑事記」（重要文化財）、「沢氏古文書」、「本朝通鑑」などであり、外交史料館では、「海外旅券下付表」、朝鮮国、清国等からの「国書・親書」、「琉米修好条約、琉仏修好条約、琉蘭修好条約」などである。

表17 原本の特別利用の状況

(単位：件)

施設名	原本の特別利用の件数		
		文書種別	
		文書又は図画	電磁的記録 その他
国立公文書館	21	21	0
宮内公文書館	0	0	0
外交史料館	8	8	0
東北大学	0	0	0
名古屋大学	0	0	0
京都大学	0	0	0
大阪大学	0	0	0
神戸大学	0	0	0
広島大学	0	0	0
九州大学	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0
合計	29	29	0
平成24年度	58	58	0
平成23年度	21	21	0

(7) レファレンスの実施状況

「ガイドライン」では、特定歴史公文書等を効果的に利用に供するために、利用者に対し、文書の検索を容易にする検索ツールの整備や充実したレファレンスを行うことが求められるとしている。また、レファレンスに当たっては、文書の利用方法等の外形的な案内に留まるのではなく、利用者の希望に応じた特定歴史公文書等の検索、参考文献に関する情報提供、特定歴史公文書等が作成された背景に関する説明をすることが望まれるとされている（第C章第2節C-17(留意事項)）。

平成25年度において国立公文書館等が行った利用者に対するレファレンスについては、表18のとおり、合計4,613回となっている。このうち、利用に関する情報の提供が2,303回（49.9%）と最も多く、検索方法に係る情報の提供823回（17.8%）、目録に関する情報の提供705回（15.3%）がそれに続いている。なお、その他の情報の提供としては、出版掲載等に関する問合せ、まだ移管されていない現用文書に関する照会等があった。

表18 レファレンスの実施状況

(単位：回)

施設名	レファレンスの実施回数						
	利用に関する情報の提供	検索方法に係る情報の提供	目録に関する情報の提供	参考文献に関する情報の提供	他の国立公文書館等に関する情報の提供	その他の情報の提供	
国立公文書館	2,232	1,262	623	218	26	63	40
宮内公文書館	399	55	29	139	33	20	123
外交史料館	947	665	108	131	15	28	0
東北大学	156	52	52	52	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	130	22	0	0	0	0	108
大阪大学	13	2	0	0	0	0	11
神戸大学	329	77	6	97	28	4	117
広島大学	15	13	0	0	0	0	2
九州大学	222	5	5	50	30	2	130
日銀アーカイブ	170	150	0	18	2	0	0
合計	4,613	2,303	823	705	134	117	531
(割合)	100.0%	49.9%	17.8%	15.3%	2.9%	2.5%	11.5%
平成24年度	4,329	2,114	733	687	122	132	643
(割合)	100.0%	48.8%	16.9%	15.9%	2.8%	3.0%	14.9%
平成23年度	4,432	2,475	958	651	156	128	157
(割合)	100.0%	55.8%	21.6%	14.7%	3.5%	2.9%	3.5%

(注) 「割合」欄は、レファレンスの実施回数に占める割合を表す。

9 特定歴史公文書等の廃棄の状況

国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、永久に保存しなければならないとされている（公文書管理法第15条第1項）。ただし、時の経過による紙の劣化等が進み、判読も修復も不可能になり、資料としての価値が全く見いだせなくなる場合が想定される。こうした場合には、国立公文書館等の長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる（公文書管理法第25条）。

平成25年度において、国立公文書館等では、特定歴史公文書等を廃棄しなければならない事態は生じなかった。

10 研修及び講師派遣の状況

国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとされている（公文書管理法第32条第2項）。

また、「ガイドライン」において、国立公文書館等は、その職員が歴史公文書等を適切に保存し利用に供するための知見を確実に身に付けられるような研修を実施するとともに、移管元機関の職員に対しても歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な研修を実施することとされている。

（第E章E-1・留意事項）

これらに基づき、国立公文書館では、表19のとおり、平成25年度中に19回の研修を実施しており、これらの研修には、各関係機関から1,969人が参加している。

また、国立公文書館以外の10館においても計40回の研修が実施され、各関係機関から計996人が参加している。

さらに、国立公文書館等においては、研修の実施のみならず、関係機関からの要望に応じて、各種会合等に講師を派遣し、歴史公文書等に対する理解を深めるための取組を行っており、表20のとおり、平成25年度中は計28回の講師派遣（関係機関からの参加者計1,643人）が行われている。

表 19 研修の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	研修の総実施回数											
	総参加者数	国立公文書館等の職員に対する研修		行政機関の職員に対する研修		独立行政法人等の職員に対する研修		地方公共団体の職員に対する研修		民間団体その他の者への研修		
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
国立公文書館	19	1,969	1	19	15	1,341	0	463	3	146	0	0
宮内公文書館	1	19	0	0	1	19	0	0	0	0	0	0
外交史料館	2	6	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	1	42	0	0	0	0	1	42	0	0	0	0
名古屋大学	1	77	0	0	0	0	1	77	0	0	0	0
京都大学	3	148	0	0	0	0	3	148	0	0	0	0
大阪大学	1	79	0	0	0	0	1	79	0	0	0	0
神戸大学	4	52	3	13	0	0	1	39	0	0	0	0
広島大学	5	212	0	0	0	0	5	212	0	0	0	0
九州大学	2	80	0	0	0	0	2	80	0	0	0	0
日銀アーカイブ	20	281	16	213	0	0	4	68	0	0	0	0
合計	59	2,965	22	251	16	1,360	18	1,208	3	146	0	0
(割合)	100.0%	—	37.3%	—	27.1%	—	30.5%	—	5.1%	—	0%	—
平成24年度	63	2,975	21	169	23	1,614	13	932	6	260	0	0
(割合)	100.0%	—	33.3%	—	36.5%	—	20.6%	—	9.5%	—	0%	—
平成23年度	68	2,352	17	86	32	1,370	12	559	7	337	0	0
(割合)	100.0%	—	25.0%	—	47.1%	—	17.6%	—	10.3%	—	0%	—

(注) 「割合」は、研修の総実施回数に占める割合を表す。

表 20 講師派遣の実施回数及び参加者数

(単位：回、人)

施設名	講師派遣の総実施回数																				
	総参加者数	国立公文書館等への講師派遣				行政機関への講師派遣				独立行政法人等への講師派遣				地方公共団体への講師派遣				民間団体への講師派遣			
		実施回数	実施回数	参加者数	参加者数	実施回数	実施回数	参加者数	参加者数	実施回数	実施回数	参加者数	参加者数	実施回数	実施回数	参加者数	参加者数	実施回数	実施回数	参加者数	参加者数
国立公文書館	16	951	0	0	1	125	3	189	3	88	9	549	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内公文書館	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外交史料館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都大学	3	170	1	50	0	0	1	80	0	0	1	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪大学	4	124	0	0	0	0	2	48	0	0	2	76	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸大学	1	118	0	0	0	0	1	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大学	2	80	0	0	0	0	2	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
九州大学	1	100	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日銀アーカイブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	28	1,643	2	150	1	125	9	515	3	88	13	765	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	100.0%	—	7%	—	3.6%	—	32.1%	—	10.7%	—	46.4%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成24年度	24	1,280	0	0	2	42	6	277	8	310	8	651	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	100.0%	—	0.0%	—	8.3%	—	25.0%	—	33.3%	—	33.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成23年度	39	2,107	1	38	2	77	6	262	9	455	21	1,275	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	100.0%	—	2.6%	—	5.1%	—	15.4%	—	23.1%	—	53.8%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「割合」は、講師派遣の総実施回数に占める割合を表す。

11 その他の取組状況

国立公文書館等においては、それぞれ特定歴史公文書等の適切な保存及び利用を確保するために、様々な措置が講じられているところであるが、平成25年度中には、以下のような取組が行われている。

<地域との連携>

- ・ 他の国立大学等のアーカイブズ関係者からのヒアリング・視察に積極的に応じた。(東北大学)
- ・ 地方公共団体と初めて共催によるコラボ企画展示を実施した。展示パネルの作成は当室、関連資料の選別等は兵庫県立図書館郷土資料室がそれぞれ担当し、2,700人を超える入場者があった。(神戸大学)

<特定歴史公文書等の受入れ>

- ・ 現用文書を管理する部署・職員向けに「法人文書移管ガイド」を作成配布し、制度・手続き等の周知を図った。(東北大学)

<特定歴史公文書等の保存>

- ・ 24年度に引き続き、各書庫内において、スタンプ型寒天培地で付着菌を採取し、培養した付着菌の調査を行い、書庫内環境の把握に努めた。
また、カビの予防のため、天井、床面、壁面、及び各棚を不織布に塩化ベンザルコニウム等の薬剤をしみこませ拭き取る防塵防カビ処理を行った。
更に、虫害予防として、新設した南書庫の扉や排気口をスポンジや中性紙を用いて目張りをし、害虫の侵入防止措置を行った。(宮内公文書館)
- ・ 書庫内の昆虫類の生息状況及び空中浮遊菌の調査を実施した。(京都大学)
- ・ 文書館公文書分室資料室において、書架最上段に書棚はめ込み式保存箱(内側に調湿・吸ガスシートを貼付)を設置する5ヵ年計画を立案し、防塵・防汚並びに劣化の激しいものについて保存環境を整えるため、60箱を調製した。(広島大学)
- ・ 本館公文書室書庫及び文書館公文書分室資料室において、データロガーを設置し、適切な温室度管理をはかるための正確な温湿度データの収集を実施した。(広島大学)
- ・ 資料保存対策の一環として、明治・大正期に作成された全ての紙資料について平成24年度に実施した劣化状況の調査結果を踏まえ、望ましい保存措置について検討を行った。検討結果に基づき、劣化が著しく進んだ紙資料を中心に、中性紙保存箱への収容を進めた。(日銀アーカイブ)

<利用の促進等>

- ・ 利用者の利便性の向上を図るため、閲覧室にカメラ撮影台を設置した。
また、文書整理コードにバーコードを追加し、作業の効率化を進めた。(京都大学)

(特定歴史公文書等の保存及び利用の状況)

<資 料>

資料1 平成25年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等

資料2 展示会の開催状況

資料1 平成25年度中に新たに目録公開した主な特定歴史公文書等

施設名	番号	平成25年度中に新たに目録公開した特定歴史公文書等の名称
国立公文書館	1	閣議・事務次官等会議資料（昭58）
	2	環境庁設置法案想定（昭46）
	3	東日本大震災震災対応検討会議資料（平23）
	4	公正取引委員会議事録（昭27～28）
	5	公益法人設立関係（大3～昭57）
	6	概算要求閣議請議（昭57）
	7	裁判統計（平4、14）
宮内公文書館	1	昭和34年4月 皇太子殿下御結婚関係綴
	2	昭和35年2月 徳仁親王殿下御誕生関係綴
	3	昭和36年6月 天皇陛下御還暦奉祝会記録, 昭和38年6月皇后陛下御還暦奉祝会記録
	4	昭和39年9月 正仁親王殿下御成婚関係綴
	5	幸啓録1(都内の部1)/昭和57年
	6	宣召録1-1(叙勲の部(春季))/昭和57年
	7	拝謁録/昭和57年
	8	賜与録3-1(給与の部)/昭和57年
	9	恩賜録(特賜2-1)/昭和57年
	10	天皇誕生日賜金/昭和57年
外交史料館	1	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定関係一件
	2	日米貿易経済合同委員会関係 第3回委員会（1964.1）
	3	第1回主要国首脳会議
	4	北大西洋条約機構関係（NATO）
	5	対共産圏輸出統制委員会（COCOM）
東北大学	1	学生部移管文書
	2	人事課移管文書（教員適格審査委員会関係）
	3	旧入試課移管文書（大学院学生関係）
	4	入試課移管文書（入学試験関係）
	5	平成25年度移管本部事務機構・各部局等移管文書
名古屋大学	1	医学部・医学系研究科法人文書（平成24年度移管分）
	2	学務部学務企画課法人文書（平成24年度移管分）
	3	学務部入試課法人文書（平成24年度移管分）
	4	学務部学生支援課法人文書（平成24年度移管分）
	5	総合企画室法人文書（平成24年度移管分）
	6	農学部・生命農学研究科法人文書（平成24年度移管分）
	7	附属図書館事務部情報管理課法人文書（平成24年度移管分）
	8	理学部・理学研究科・多元数理科学研究科法人文書（平成24年度移管分）
	9	文系事務部総務課法人文書（平成24年度移管分）
	10	文系事務部教務課法人文書（平成24年度移管分）
	11	環境学研究科法人文書（平成24年度移管分）

京都大学	1	国際交流課関係（在研・国研・学振・交流会館・英文一覧）
	2	吉田事業場衛生委員会議事録 17
	3	平成14年度 非常勤職員（教育）2002.4～2003.3
	4	特別講義 真理は我等を自由にする
	5	美学御進講要綱「日本の美について」
	6	放送原稿「日本の美」（第一回）
	7	京大事件に関する父兄への告知
	8	瀧川教授と其著「刑法読本」 他 3791点
大阪大学		該当なし
神戸大学	1	部局長会議・評議会資料（昭和54年度）
	2	叙位・叙勲・祭案料（平成13年度）
	3	神戸大学規則（昭和54年度）
	4	教育方法等改善経費綴（昭和56年度）
	5	神戸大学学報掲載写真（昭和50～平成11年度）
	6	山口誓子学術振興基金実行委員会（平成13年度）
	7	国際交流委員会綴（平成11年度）
	8	課外活動団体要望書綴（平成16年度）
広島大学	1	組織の廃止転換・再編成等に係る検討状況等について（平成13年度）
	2	監事監査記録（平成18年度）
	3	博士学位記授与式（平成18年度）
	4	教養教務文書関係（管理主担当）1／2（平成18年度）
	5	大学祭（平成20年度）
	6	取材依頼・報告（平成20年度）
	7	創立50周年記念事業後援会（平成12・13年度）
	8	中・高等学校職員会議（平成18年度）
	9	オリエンテーションキャンプ（平成19年度～平成20年度）
九州大学	1	九州帝國大学新聞、九州大学新聞
日銀アーカイブ	1	金融政策決定会合資料(H14年)
	2	日本銀行営業毎旬報告 平成14年
	3	総裁記者会見要旨(H14年)
	4	日銀当座預金増減要因と金融調節
	5	マーケットレビュー(平成14年)

資料2 展示会の開催状況

施設名	番号	展示会のタイトル	区分	展示会の開催内容		展示会の概要
				開催期間	展示点数	
国立公文書館 宮内公文書館 外交史料館 日銀アーカイブ	1	平成25年春の特別展 「近代国家日本の登場 —公文書にみる明治」	特別展	H25. 3. 30～H25. 4. 18	69	国立公文書館、宮内庁宮内公文書館、 外務省外交史料館（主催） 日本銀行金融研究所アーカイブ（協 力） 国立公文書館、宮内庁宮内公文書館及 び外務省外交史料館が連携し、各館が 所蔵する明治時代の公文書等を展示。
国立公文書館	1	平成25年秋の特別展 「旗本御家人Ⅲ—お仕 事いろいろ—」	特別展	H25. 10. 5～25. 10. 24	54	平成21年春の特別展「旗本御家人」、 22年春の特別展「旗本御家人Ⅱ」に続 き、「貞享暦」（重要文化財）や「金 吹方之図」、江戸時代の幕臣である旗 本御家人に関わる資料を展示。
	2	連続企画展第1回「公文 書でみる落語のれき し」	企画展	H25. 5. 8～H25. 6. 18	23	「醒睡笑」「笑府」「戯作六家撰」等 を展示し、落語の世界を紹介。
	3	連続企画展第2回「公文 書館で『富士登山』」	企画展	H25. 6. 24～H25. 8. 6	31	「富士山画図」「駿州富士浅間之図」 「富士山頂気象観測報告書」等の富士 山にまつわる様々な資料を展示。
	4	連続企画展第3回「空襲 の記録—全国主要都市 戦災概況図—」	企画展	H25. 8. 12～H25. 9. 20	131	所蔵資料「全国主要都市戦災概況図」 から、約130都市分の戦災概況図を 3期にわけて展示。8月12日から8 月30日には「終戦の詔書」原本を特 別展示。
	5	連続企画展第4回「文明 開化と明治のくらし」	企画展	H25. 11. 6～25. 12. 30	54	文明開化の諸相を表す資料として、郵 便創業の布告や陸海軍の服制に関する 文書等を展示。
	6	連続企画展第5回「妖怪 退治伝」	企画展	H25. 12. 18～H26. 2. 1	41	「土蜘蛛」「平家物語」といった古典 文学の中に見える妖怪退治の物語を、 主に江戸時代に出版された絵入り本を 中心に紹介。
	7	連続企画展第6回「江戸 幕府を支えた知の巨人 —林羅山の愛読した漢 籍—」	企画展	H26. 2. 7～H26. 3. 15	31	「論語集解」「万首唐人絶句」等、林 羅山の愛読した漢籍等を展示。
	8	福岡共同公文書館開館 記念展示会「公文書に みる福岡140年のあゆみ ～福岡県と市町村合併 ～」	連携展	H24. 11. 18～25. 6. 23	13	福岡共同公文書館（主催）、国立公文 書館（共催） 福岡共同公文書館が主催する同館開館 記念展示会において、展示会場の一部 ケースを用いて、国立公文書館所蔵の 福岡県関係資料を展示。
	9	「国立公文書館所蔵資 料展 資料が語る日本 の歴史 茨城のあゆみ —国立公文書館×茨城 県立歴史館」	館外展	H25. 12. 7～H26. 1. 26	56	国立公文書館、茨城県立歴史館（主 催）。 幕末から昭和にかけての日本と茨城の 歴史を。当館所蔵の公文書と茨城県立 歴史館所蔵のサンフランシスコ平和条 約調印式で使用された万年筆や近衛歩 兵軍服等を展示。
	10	国立公文書館所蔵資料 特別展「近代国家日本の 登場—公文書にみる 明治」	デジタル展	H25. 10. 4～	69	平成25年春の特別展「近代国家日本の 登場—公文書にみる明治」を再構成
	11	国立公文書館所蔵資料 特別展「旗本御家人Ⅲ— お仕事いろいろ—」	デジタル展	H26. 3. 28～	54	平成25年秋の特別展「旗本御家人Ⅲ— お仕事いろいろ—」を再構成
	12	つくば分館常設展	常設展	H25. 4. 1～H26. 3. 31	36	レプリカによる「日本国憲法」、「終 戦の詔書」等の歴史的公文書等や茨城 県に関する「常陸国絵図」などを展 示。
	13	つくば分館企画展「公 文書に見る鉄道」	企画展	H25. 4. 15～H25. 4. 20	13	文部科学省が主催する「科学技術週 間」に合わせて、つくば分館において 開催。
	14	つくば分館企画展「旗 本御家人の世界」	企画展	H25. 7. 22～H25. 8. 31	41	つくば市教育委員会が推進する「つく ばちびっ子博士」事業に協賛し、つく ば市の小中学校が夏休みとなる期間 に、つくば分館において開催。

宮内公文書館	1	共催展示「摂政宮と関東大震災—宮内庁の記録から—」	外部特別展	H25. 9. 1~H25. 12. 1	53	昭和天皇記念館との共催で特別展を開催。宮内公文書館からは、「震災写真帳」ほかを展示。
	2	小展示会	その他展示	H25. 8. 7~H25. 8. 8	4	子ども霞が関見学デーにおいて、図書寮文庫と共同で小展示会を書陵部庁舎内にて開催。宮内公文書館からは「明治天皇御尊影」ほかを展示。
	3	小展示会	その他展示	H25. 8. 9	3	一般財団法人東京私立中学高等学校協会からの願い出により、図書寮文庫と共同で、小展示会を書陵部庁舎内にて開催。宮内公文書館からは、「皇統譜皇室籍」ほかを展示。
	4	小展示会	その他展示	H25. 8. 30	13	立命館大学からの願い出により、図書寮文庫と共同で、小展示会を書陵部庁舎内にて開催。宮内公文書館からは、「黒田清隆建白書」ほかを展示。
	5	小展示会	その他展示	H25. 9. 11	12	広島大学大学院からの願い出により、図書寮文庫と共同で、小展示会を書陵部庁舎内にて開催した。宮内公文書館からは、「幸啓録」ほかを展示。
	6	小展示会	その他展示	H25. 12. 4	6	日本古文書学会からの願い出により、図書寮文庫と共同で、小展示会を書陵部庁舎内にて開催。宮内公文書館からは、「大日本帝国憲法」ほかを展示。
	7	小展示会	その他展示	H25. 12. 6	14	中央大学からの願い出により、図書寮文庫と共同で、小展示会を書陵部庁舎内にて開催。宮内公文書館からは、「孝明天皇紀附図」ほかを展示。
外交史料館	1	常設展示	常設展	H25. 4. 1~H26. 3. 31	86	幕末以来の代表的な条約書、国書・親書、往復文書等の外交関係史料のほか、吉田茂元総理の遺品、関係資料等を展示。
	2	外交史料館に聞いてみよう！「外交史料Q&A」展	企画展	H24. 11. 5~H25. 7. 17	27	外交史料館に寄せられる質問のなかから、多くの方が関心を有していると思われるものを選び、回答とともに関連史料を展示し、日本外交における興味深い出来事を紹介。
	3	日本とスペイン—外交史料に見る交流史—	特別展	H25. 7. 22~H26. 5. 8	20	在日スペイン大使館と外交史料館の主催により外交史料館を会場として開催。2013年~2014年が「日本スペイン交流400周年」にあたることから、外交史料により日本とスペインの交流の歴史を紹介。
	4	地図アラカルト—世界と地域—	外部展示	H26. 1. 4~H26. 2. 23	10	埼玉県立文書館と外交史料館の主催により、埼玉県立文書館を会場として開催。主催二館が所蔵する代表的な地図史料を展示し、地図を通して、幕末から昭和期に至るまでの埼玉県及び日本外交のあゆみを紹介。
東北大学	1	歴史のなかの東北大学	常設展	H25. 9. 27~H26. 3. 31	100	東北大学の創立から現代までの歴史展示。
	2	魯迅と東北大学	常設展	H25. 9. 27~H26. 3. 31	50	東北大学史料館魯迅記念展示室の常設展示。仙台留学中の魯迅関係。
	3	女子学生の誕生	企画展	H25. 9. 27~H25. 12. 27	40	1913年に東北帝国大学に入学した日本初の女性大学生3名に関する展示。
	4	東北大学と大学アーカイブズの50年	企画展	H25. 9. 27~H25. 10. 13 H25. 11. 12~H25. 12. 27	20	東北大学史料館創立50周年記念展。史料館と日本の大学アーカイブズの歴史を紹介。
	5	村岡典嗣展—日本思想史学と東北大学—	企画展	H25. 10. 17~H25. 11. 10	20	日本思想史学会との共催。東北大学日本思想史講座初代教授村岡典嗣と日本思想史研究室の歴史紹介。

名古屋大学	1	名古屋大学 学部の誕生と草創期	企画展	H25. 10. 19	26	パネルや資料の展示を通じて、名古屋大学の9つの学部の創設とその後の草創期の歴史を紹介。
	2	「氷壁」を超えて-ナイロンザイル事件と石岡繁雄の生涯-プレ展示	企画展	H25. 10. 19	6	H25. 11. 5から開催する「「氷壁」を超えて-ナイロンザイル事件と石岡繁雄の生涯-」のプレ展示をすることにより、企画展の参加の呼び掛けを実施。
	3	「氷壁」を超えて-ナイロンザイル事件と石岡繁雄の生涯-	企画展	H25. 11. 5~H26. 1. 30	200	パネルや大町山岳博物館から借用した資料を展示して、ナイロンザイル事件を広く社会に紹介するとともに、その事件で活躍した人物を名古屋大学が輩出したことをアピール。
京都大学	1	京都大学の歴史	常設展	H25. 4. 1~H26. 3. 31	264	京都大学学の創立から近年までの間の歴史的資料を8つのテーマに区分して展示。
	2	第三高等学校の歴史	常設展	H25. 4. 1~H26. 3. 31	70	第三高等学校の歴史に関する歴史的資料を3つのテーマに区分して展示。
	3	企画展「戦時期の京大～「学徒出陣」70年～」	特別展	H25. 11. 12~H26. 3. 2	32	70年にあたる「学徒出陣」と同時期の京都大学の状況を、文書館所蔵資料を用いて展示。
	4	企画展「京大教員たちの留学体験—明治・大正期を中心に—」	特別展	H26. 3. 4~H26. 6. 1	25	明治・大正期の京都大学教員の留学体験とその背景につき、文書館所蔵資料を用いて展示。
大阪大学		該当なし				
神戸大学	1	神戸大学史常設展「神戸大学史展—110年の歩みと展望—」	常設展	常時（特別展開催期間を除く）	206	神戸大学の創立から現代までの歴史の概要を通史的に紹介。
	2	平成25年度神戸大学史特別展「出光佐三と神戸高商—「海賊とよばれた男」の学生時代—」	特別展	H25. 10. 21~H25. 11. 1	184	2013年本屋大賞1位『海賊とよばれた男』主人公のモデル・出光興産創業者出光佐三の神戸高商生時代を紹介。当時の入試問題や出光の卒業論文など貴重な資料や写真を展示。
	3	平成25年度神戸大学史巡回展(神戸)「出光佐三と神戸高商—「海賊とよばれた男」の学生時代—」パネル展	巡回展(神戸)	H25. 11. 25~H25. 12. 5	116	特別展「出光佐三と神戸高商—「海賊とよばれた男」の学生時代—」を再構成したパネル展示。神戸大学国際文化学術研究科A棟オープンスペースで開催。
	4	平成25年度神戸大学史巡回展(東京)「出光佐三と神戸高商—「海賊とよばれた男」の学生時代—」パネル展	巡回展(東京)	H26. 2. 17~H26. 2. 26	116	特別展「出光佐三と神戸高商—「海賊とよばれた男」の学生時代—」を再構成したパネル展示。東京都千代田区丸の内帝劇ビル内神戸大学東京六甲クラブで開催。
	5	百田尚樹氏講演記念小展示「出光佐三と神戸高商—「海賊とよばれた男」の学生時代—」パネル展	企画展	H25. 10. 26	18	特別展「出光佐三と神戸高商—「海賊とよばれた男」の学生時代—」を再構成したパネル小展示。神戸大学出光佐三記念六甲台講堂で開催。
	6	生誕115周年記念小展示「中山正實壁画展」	企画展	H25. 10. 26~H26. 3. 31	8	神戸高商出身の特異な洋画家中山正實の生誕115周年を記念して、代表的な壁画作品について神戸大学所蔵2点を中心に紹介。
	7	平成25年度兵庫県立図書館×神戸大学附属図書館大学文書史料室コラボ企画展示「「海賊とよばれた男」と神戸—出光佐三の神戸高商時代—」	企画展	H25. 12. 20~H26. 1. 15	70	2013年本屋大賞1位『海賊とよばれた男』主人公のモデルとなった出光興産創業者出光佐三の神戸時代（学生時代&初就職）を紹介。兵庫県立図書館との初めての共催。

広島大学	1	広島大学の歴史	特別展	H25. 8. 5~H25. 8. 8	20	オープンキャンパスにおける広島大学の歴史展（於中央図書館1階ロビー）
	2	オブジェ「あの日」展示	特別展	H25. 8. 6	1	広島原爆記念日の特別展示（広島師範学校被爆建物廃材を利用したオブジェ）
	3	「昭和のかお里」優品展	特別企画展	H25. 11. 1~H25. 11. 2	53	名方義純が収集した昭和期の著名人の墨跡コレクションの展示（於中央図書館1階ロビー）
	4	広島大学の歴史	特別展	H25. 11. 2	34	第7回ホームカミングデーにおける広島大学の歴史展（於サタケメモリアルホールロビー）
	5	梶山季之とヒロシマ	特別企画展	H25. 11. 29~H25. 12. 8	76	作家梶山季之と原爆文学の関係を紹介する展示（於中央図書館地域・国際交流プラザ）
	6	総合科学部の源流	常設展 (外部展示)	H25. 1. 11~	33	総合科学部の前身校にあたる旧制広島高等学校の関係資料の展示（於総合科学部管理棟1階）
九州大学	1	箱崎キャンパスの近代建築 第1回 戦前の大学風景	特別展	H25. 5. 9~H25. 6. 30	30	附属図書館と共催で開催
	2	第2回 戦争の痕跡/映画の舞台	特別展	H25. 7. 1~H25. 8. 31	15	附属図書館と共催で開催
	3	第3回 学生の集う場所	特別展	H25. 9. 4~H25. 10. 31	15	附属図書館と共催で開催
	4	第4回 最先端の研究の場として	特別展	H25. 12. 6~H26. 1. 31	20	附属図書館と共催で開催
	5	九大キャンパスの風景 —桂木勝彦写真展—	特別展	H25. 8. 2~H25. 10. 31	90	各キャンパスの日常風景や主な行事等
日銀アーカイブ	1	日本銀行金融研究所貨幣博物館における常設展示	常設展	H25. 4. 1~H26. 3. 31	3	日本銀行金融研究所貨幣博物館における常設展示では、日本貨幣史上の重要な事項を取り上げ、日本の貨幣はどのように発生し、どのような歩みを遂げてきたかについて解説。 本常設展示において、「本行営業免状」等の日本銀行の創立に関する歴史的公文（レプリカ）を展示。
	2	日本銀行旧小樽支店金融資料館における常設展示	常設展	H25. 4. 1~H26. 3. 31	32	日本銀行旧小樽支店金融資料館における常設展示では、日本銀行の誕生、関東大震災と金融恐慌、小樽の発展、旧小樽支店の建築等をテーマにパネル展示を実施。 本常設展示において、「本行営業免状」、日本銀行の建物の写真や図面等の歴史的公文（パネル）を展示。
	3	日本銀行本店の店内見学ルートにおける常設展示	常設展	H25. 9. 17~H26. 3. 31	7	日本銀行情報サービス局が主催する本店見学における店内見学ルートにおいて、見学者への説明を目的に、歴代総裁の肖像画の写真や、本店本館の重要文化財指定書、証券類の見本等の歴史的公文（パネル）を展示。